

岡崎市内で土壤汚染がありました。

市が岡崎市渡町及び筒針町地内の下水道工事に係る土地において、自主的に土壤調査を実施したところ、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物について土壤汚染対策法（以下「法」という。）に規定する基準を超過しました。

その概要は、下記のとおりです。

記

1 調査対象地

岡崎市渡町字市場7番地先

岡崎市筒針町字下川田3番3地先

2 調査結果内容

(1) 調査の実施期間

平成28年7月28日～9月15日

(2) 調査項目

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、水銀及びその化合物並びにセレン及びその化合物の8項目

(3) 土壤汚染の調査結果

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物について、次のとおり法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

地点	特定有害物質名	測定結果	土壤溶出量基準	超過地点数／調査地点数
渡町	砒素及びその化合物	0.019mg/ℓ (1.9倍)	0.01mg/ℓ以下	1/4
筒針町	ふっ素及びその化合物	2.0mg/ℓ (2.5倍)	0.8mg/ℓ以下	1/4

() 内は、土壤溶出量基準に対する倍率

(4) 汚染の原因について

調査対象地は、道路として使用されており、両物質とも使用履歴がないことから原因不明です。

3 今後の措置について

搬出する汚染土壌については適切に処分する予定です。

4 市環境保全課の対応

周辺地下水の汚染状況の調査を行うとともに、飲用井戸の有無を確認し、井戸の所有者に対して飲用しないよう指導を行っていきます。

5 工事関係連絡先

市下水工事課工事2班：0564-23-6308